

令和4年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 4 年 12 月 15 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 議案第87号 令和4年度四万十町一般会計補正予算（第6号）
- 第2 議案第88号 令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第3 議案第89号 令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第90号 令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第91号 令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第92号 令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第93号 令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第94号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第95号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第96号 令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第97号 令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第98号 令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 認定第1号 令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 請願・陳情
- 第15 議員派遣の件について
- 第16 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第16まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（14名）

1 番 酒 井 祥 成 君
3 番 林 健 三 君
5 番 緒 方 正 綱 君
7 番 吉 村 アツ子 君
9 番 水 間 淳 一 君
13 番 堀 本 伸 一 君
15 番 橋 本 章 央 君

2 番 槇 野 章 君
4 番 古 谷 幹 夫 君
6 番 武 田 秀 義 君
8 番 下 元 昇 君
10 番 中 屋 康 君
14 番 村 井 眞 菜 君
16 番 味 元 和 義 君

~~~~~

欠 席 議 員 (1 名)

12 番 田 邊 哲 夫 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	細 川 理 香 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	佐 竹 雅 人 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	戸 田 太 郎 君
町 民 課 長	今 西 浩 一 君	建 設 課 長	竹 内 幸 喜 君
健康福祉課長	長 森 伸 一 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	味 元 伸二郎 君
学校教育課長	岡 英 祐 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	片 岡 丈 明 君	大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 北 村 耕 助 君

町民生活課長 田 邊 真 司 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 富 田 努 君

町民生活課長 畦 地 永 生 君

~~~~~

事務局職員出席者

事務局長 長谷部 卓也 君                      次                      長 正岡 静江 君  
書                      記 友永 龍二 君

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 4 年第 4 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に12番田邊哲夫君から欠席届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、議案第87号令和 4 年度四万十町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番槇野章君。

○2 番（槇野章君） 補正予算資料 5 ページの肥料価格高騰対策事業についてお聞きします。これは農協以外で肥料を買ったところを対象ということですが、この販売農家、農協やったら一括で販売農家の金額が分かりますが、例えば水稻農家で個々の人に販売しゅう、個別に売りゆう人の申請方法はどうなるのかお聞きします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 販売の出荷確認ですが、こちらの事業では、まずそういった領収書とか販売の実態が分からない、手持ちの資料がない方については、申請時に聞き取りの確認もし、また税務課の情報などで確認したいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） 何点かお聞きしたいと思います。今、2 番議員が質問された、肥料価格高騰支援ですけれども、価格上昇分 1 億350万4,000円という積算がされておりますけれども、この根拠をどういう形で拾い上げたのか。それから想定になると思いますけれども該当する農家戸数、それと財源が国の予算になっていきますので、確かこれ以外の一般財源からの持ち出しはない状態ですので、ここを確認します。

補正予算資料 4 ページに、新規就農者育成総合対策事業について、事業の目的のところ

に、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられる認定新規就農者、50歳未満と記述しておりますが、この中心となる経営体としての位置づけの基準は、どういう基準があって認定しておるのかと。この予算の対象になる150万円×4名で600万円の予算が今期追加分とされていますけれども、この4名の作目構成、主だったものになると思いますけれども、こういった作目を栽培されておる方が対象になっているのか。それから年齢別、男女別の区分けを把握しておると思いますので、その点についてお聞きします。

もう一点は、補正予算資料2ページ、昨日の一般質問とも関連することになって議長に止められるかも分からんですけども、文化的施設整備事業の中で、事業の目的のところに生涯学習の拠点や、まちづくりの拠点として活用を図るとうたわれております。生涯学習の拠点というのは、イメージとしては理解できますけれども、まちづくりの拠点という点について、具体的にどういう内容を基に考えておられるのか、以上三点をまずお伺いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 肥料高騰対策の予算計上をする上での価格の上昇分の根拠です。こちらは、町内で農業をされている方の系統外の出荷農家で、その中で主にミョウガ、ニラ、サトイモ、キウイ、セリ、水稻、ピーマン、ショウガ、ユズ、ナバナ、栗、シシトウなどといった主だった作物で系統外の方の作付面積に対して、標準的な肥料の基準の価格を乗じて、それに対する価格上昇分、これは国の基準1.4を掛けました、そういった上昇分から算定しております。系統外の方が全て今回の補助対象になるんですけども、町の申請を活用されるかどうかは確実ではありませんけれども、マックスの想定という考え方で算定して、1億円の上昇分を算出しております。

農家戸数ですけれども、全体では1,542戸の農家のうち、販売農家が1,148戸と確認しております。それから、自給農家が394戸と把握しています。

財源ですけれども、内訳は資料にもありますように、新型コロナウイルス関連の予算の活用を考えておりますので、町の一般財源等は考えておりません。国の財源を基に実施したいと考えております。

新規就農の中心となる基準ですけれども、人・農地プランの中で、各地域で取り組まれる農家で一定、50歳未満で農業として取り組まれる方が中心になるということですが、それ以外には農業経営基盤法などで計画を定めて認定を受けている認定農業者などが対象になってくると思います。

もう一つ、新規就農事業ですが、今回補正額が600万円で上げております。こちらの男女別の人数が把握しておりませんでしたので、確認したいと思います。

作物別については、ショウガ5名、それからピーマン、シシトウ、米ナス、水稻とショウガの組合せの方が1名で、今、4名というご質問でしたけれども、今回の補正内容では、当初予算で5名分、今回4名分で、全体で9名が新規就農者としての支援の内容になり、今申し上げたのは全体での数字です。ですので、今年の新規就農者の取り組まれている品種別で、先ほど言いつたショウガ5名、ピーマン、シシトウ、米ナス、水稻とショウガの方が各1名でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 議員から、生涯学習の拠点は分かっているけども、まちづくりの拠点がどういった視点かということでした。こちら、昨年9月に継続費をお認めいただいた際に、資料を添付しておったかと思います。そちらにも全く同じ資料を添付しておりました。その際は28ページから31ページ、4ページにわたってまちづくりの効果というテーマで資料をまとめておりました。そちらには、例えば具体例として子育てであったり林業であったりといったものも捉えながら、じゃあそれがどういったまちづくりにつながるのかという例も挙げてお示しをしたところです。

今回、この補正予算に当たって、別冊として資料をお配りしておるかと思いますが、そちらでいきますと、18から19ページになろうかと思います。改めてご説明しますと、文化的施設がある未来というところで、イメージ図としてお示しをしておりますけれども、これまでできたことというところで、図書館であれば、これまではただ本を静かに読むといった施設だったかと思います。それが、これからできることというところで具体例もお示ししておりますし、美術館についても、ただ単に美術を収集するだけではなくて、まちなかでしっかりこういったものも展示して行って回遊を促すだとかの展開を、これからできることとお示しをしております。

それによつての化学反応として、先ほど言われたまちづくりの拠点という部分ですがけれども、コミュニティ機能として、まちの情報が集まる場になったり、あるいは交流の場につながったり、子育ての助け合いの場になったり、学び合いの場になったりといったところで多世代が集う場所になっていく、あるいは参加や活躍の場になっていく、そういった誰でも気軽に利用できる場所になっていくんではないかと考えています。

それによってどんな効果が期待できるのかといったところで、四万十町文化の発信という、生涯学習は当然ですけれども、地域内の交流促進であったり、まちなかの課題解決につながったり、にぎわい、あるいは経済波及効果といったものも期待できるのではないかと資料にもまとめておりますので、またご覧いただければと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） 一定、説明をいただきました。最初に肥料価格ですけれども、この系統外の方を対象にということで、積算の部分も一定の推定値の中で最上限、40%アップという、国の補填対策の計算式を倣って、値上がり分をはじかれたということです、一定理解しました。戸数が拾えてないのは、それは今言った中身のところでは戸数まで無理かなということですが、ただ販売農家を対象にされているということで、1,542戸の農家経営体のうち、自給的な分を除く1,148戸が四万十町の販売農家になるわけですが、この数字の中には、いわゆる系統農家、農協を利用して国の事業プラス県の上積みがあるわけですが、大ざっぱには8割の値上がり分に対して、その9掛けがいきますので70%近いことになるんでしょうか。そこを利用された方は、この場合は利用されないことになると思いますけれども、そうすると、かなり限定された方になってくるんじゃないかなと思いますので、この金額の中で納まっていくのか、ここまで要するのかと一つ思いますし、今言ったように、どんだけの方がこの対象になっていくのかは分からんと言いましたかね。それなら聞いても意味がないですが、ただそしたらもう一つ、確か町長は私の一般質問で、町独自の支援策、対策もきめ細やかに設定をすると、検討していくという答弁をいただいたことを記憶しておりますので、この支援した後、まだ来年の春から本格的な作付が始まっていきます。国の施策も今年6月から10月までと、10月から春に向けての肥料高騰分の対策をしていこうという位置づけですので、それと同じことで考えていきますと、また支援として町独自の分を検討されておる部分があるのかどうかの点を、これと非常につながっていきますので確認したいと思います。

補正予算資料4 ページの新規就農者の部分については一定理解します。トータルで9名、そのうちショウガをメインにされておる方が5名で、男女別は把握されてないということでしたけれども、今、非常に男女共同参画と言われて、やっぱり女性の農業者、農業経営体の方も積極的に支援していかないかんということです、こういった部分でもしっかりそういった捉え方をしていってもらえたらと思います。

一般質問になったらいかんですけれども、基準の人・農地プランも一定理解しましたけれども、これには所得要件はなかったがですかね。例えば認定農業者であればおおむね所得が以前は400万円が出てきましたけれども、最近は200万円まで現実に合わせていますけれども、認定農業者もこの中に入ってくるということで、それ以外の方も包含した考え方が人・農地プランの地域の中心となる経営体という概念になろうと思いますので、その部分には所得基準が一つの参考値にあるのかないかを、もう一度お願いします。

それから、まちづくりの拠点の部分では、今、資料も見ましたし一定の理解はできるわけですが。別冊資料18ページで見ておりましたけれども、図書館のところにあるこれからできることの部分は、私は図書館が新しくできんとできんという表現と解釈してしまうがですけども、図書館には、そうでなくて今の建物を新たにしなくてもやらなければならない機能、これの中に全部が入ってくると、該当しとると思いましたので、今改めて言うと、まちづくりの拠点の中でお伺いしたところです。特にこれは答弁がどうのこうのは求めません。私の考え方、解釈の部分ですので、以上、お願いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） まず、前段のご質問で、男女の別でしたが、確認して、女性が1名、シシトウを作られています。

今回の肥料の対象期間で、国では今年6月から10月、それから11月から5月までをまた後期で募集されると聞いておりますけれども、町の内容としては、6月から来年2月までの購入する肥料を対象としております。先ほど申し上げたように、国の財源を活用していく部分だけですけども、年度の締めという形で集計したいということもありましたので、一旦は2月までの購入分で考えておりますが、四万十町の農業の傾向としては、秋用肥料よりはむしろ春作が多いと理解しておりますので、今回の対象となる2月までの肥料で、どれだけ来年、令和5年作に対象で拾えるのかどうかは、まだ十分私どもも推計できていません。今回の補正対応で実施してみて、引き続き来年度、肥料高騰の状況なども見ながら、必要であれば町独自で追加も検討していきたいとは考えております。

それから、新規就農で所得要件です。先ほど農業経営基盤法などでの認定とお答えしましたが、新規就農3年以内の方がこの支援の対象になっておりますが、就農して5年後の経営所得おおむね250万円と定めております。そちらになるような支援を、町としても併せて機械の支援であったりとか、そうしたメニューも取り組んでおりますし、まずはそのラインを目標に計画を立てて実施していただくと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） 一定理解しました。肥料高騰対策については、来年 2 月までの春肥えの部分も含むということですので、さらに四万十町の特に出産品目の中心は、逆に資材等は 2 月から持ち始めるけど、予約の分をやるわけにはいかんでしょうから、購入した実績がないと対象にはできんと思いますので、是非。今、課長は考え方を披露しましたけれども、農家サイドは、この高騰のあおりを受けて非常に厳しい状況になっております。これが単年度だけの補填でという問題もありますけれども、まずは来年の作付が平年と変わらない状況にちょっとでも後押しをするという位置づけの中では、非常に応援策として大事な部分やと思いますので、国・県の施策、それに更にきめ細かい施策として四万十町独自の上積み分も、是非、当初予算の中にも検討いただけたら非常にありがたいかなと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

14 番村井眞菜君。

○14 番（村井眞菜君） 補正予算全般で、価格高騰に対しての緊急的な国の措置を市町村でやっている形だと思うんですけど。様々な給付金事業が行われていることが見受けられる中で、6 ページの公衆浴場物価高騰緊急支援給付金事業で、基本的に灯油等の燃料の高騰分に対して助成するということですが、この物価高が下がる見込みは今のところないと思うんですけど、今までに松葉川温泉等でも木材を利用してお風呂を沸かしていくシステムの導入も研究されていた中で、それが凍結され、現在、物価高が来て、過渡期となっているんですが、この給付金事業が終わった後にどのように継続していくのかという見込みは立っているのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） ご指摘の公衆浴場物価高騰緊急支援給付金事業については、今回の燃油等の高騰対策の交付金の中で、国から具体的に影響の大きい業種として上げられていた公衆浴場に支給するものです。今後について、確かにバイオマスは中止になったこともありますけども、あれは供給体制であるとか人員体制といった問題があったので中止にしています。一方、この燃油高が今後も続く可能性は当然あります。そこは、現状として町で検討はしていない状況です。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） やはりこの給付金がずっとあるかどうかは定かではないですし、そのことは国に対しても言っていないといけない部分だとは思いますが、地方自らがあるものをしっかり利用しながら人材を育てることも含めてやっていくことが、継続的にやっていける唯一の方法だと思うところですし、様々なものが高騰しているので、新年度についてはやはり学校給食などもそうですけど、質を落としてはいけない分野に対しては予算をしっかりと上げていかななくてはならないと思うので、その辺りもお願いしながら、以上とします。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 非常に気になる物価高の関連ですけれども、各款にわたって、10節需用費の中の光熱水費の補正が随分出ています。光熱水費でも恐らく電力料金の値上がりかなとは思いますが、例えば予算書21ページは総務課の財産管理の中で光熱水費が416万円、それからページを開けるとに需用費、光熱水費、次のページにもあります。一番大きいのが、今言った財産管理費ですけれども、その次、学校管理費は47ページ。光熱水費で320万9,000円の補正とか、学校の関係でもまとまって要るんですけども、あらゆる款において光熱水費が補正予算計上されていますけども、今言ったような電力料金の値上げによる補正でしょうか。

もう一点は、予算書50ページ、学校給食費の需用費。給食費が429万6,000円の追加補正になっていますけれども、普通考えますと、給食センターの予算はある一定はこれまで児童・生徒数と単価、それぞれの副食費、米も入れて大体決まっていると思うんですけども、今回、年度末において429万6,000円補正された主だった要因を教えてくださいと思います。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 私からは全般の部分になりますけれども、光熱水費の増額についてお答えします。

この中には基本的には電力の部分が多い電気料の部分ですけれども、従来の四国電力との関係もありますけども、新電力についても電気代は非常に上がっています。倍数で申しますと1.2から1.3倍で、高圧の部分も、家庭で使う低圧の部分も上昇しておりますので、

これと既存の予算との差額で今回、上程している状況です。

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） まず学校関係の光熱水費の値上がりという部分について、先ほどの総務課長と同様、主に電気代となります。やはり、現在新型コロナウイルス感染症禍ということもあり、授業でも教室の空気を循環させるためにエアコンを焚いている状況が続いておる関係で、電力費が上がった原因だと思っております。また、後半部分についても、電気代の値上がりを一定見込みまして、今回増額の補正としたところです。

もう一点、給食費の補正ですけれども、こちらも現在、食材費が高騰しております。主に食材費と調味料の値上がり、そして米でしたら1食辺り5円56銭の値上がり、牛乳なんかも2円56銭の値上がりがあり、そういうのを積み上げましたら、今回429万6,000円の補正となっております。あと追加で、窪川高校、四万十高校の食数については、当初110人で計上していたところが、実績として139人と29人分が増加となりましたので、その分も併せて増加をしています。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 総務課長と学校教育課長から答弁いただきました。総務課長の答弁で、今回のいわゆる光熱水費、1.2倍から1.3倍増えたということですが、その中で四国電力の分と新電力の兼ね合いがあるということでしたけれども、新電力との契約はどういったところで行われているのかなと、今、答弁を聞いて初めて分かったような内容ですが、どうでしょうね。私としては全てが四国電力との契約かなと思っていましたけれども、安い新電力からの提案があつて契約したと思うんですけれども、そういう事例を具体的に簡単に説明できれば、こういうところを新電力でやっていますという答弁いただきたいんですけれども。今回の補正は光熱水費はほかにも燃料費でしたか、これは多分、重油とか灯油じゃないかなと思うんですけれども、それは置いて。光熱水費、ほぼ電気料だと思うんですけれども、今回の補正で、ちょっと計算もしてないんですけれども、補正金額、今回12月でどのくらいでしたかね。トータル恐らく1,000万円は超えていると思うんですけれども、その辺りの金額を確認しておきたいと思います。学校教育は、給食費も含めてよく分かりました。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 先ほど私は、電気代が上がっている中で、四国電力と新電力とお話をしました。具体的にどこの新電力と契約しているのかまでは把握しておりませんが、特別会計も含めて言えば、新電力の関係と個別に契約しておりますので、状況としては両方あるということで、全般として上がっているという趣旨ですので、ご了承いただきたいと思います。

それから、トータルの金額は今この場で計算がなかなかできにくいところがあり、先ほどの倍数で、既決予算との差額が出ますので、その辺りが趣旨と異なるかなと思いますので、1.2、1.3倍という答弁でご容赦いただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 予算書22ページ、企画費です。12節委託料、JR影野駅の利活用計画策定委託料が今回249万7,000円減額ですが、以前から、私が所管の常任委員会に所属したときに、影野地区の代表者からこの周辺の利活用という陳情が出ておりました。その当時の常任委員会が現場へ行ったり、影野駅の実態等も見ても熱心な思いを聞いてました。陳情を採択した後の動き、あるいは途中でまた陳情者から一旦見直しをするといった経過は聞いておりますが、ここ2、3年の状況はどうなのか。それから今回委託料がこの機に減額となっていますので、そのいきさつを確認します。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） JR影野駅の利活用の計画策定委託料を減額した理由です。この計画は、地元から、まず取っかかりは影野駅に今トイレがないということで、トイレを整備していただきたいという陳情が上がってきたところからスタートしております。地元との話の中では、やはりトイレを整備するだけではなくて、駅舎は現状、無人駅になっており、ただ建物があるだけという状態ですので、駅舎を活用して地元の地域振興をしたいという思い、ご要望もありましたので、そこを含めてトイレと一体的に計画を立てましょうということで、地元とお話をしたところです。

今年度当初予算の段階では、トイレを整備するに当たっても、その規模とか利用状況なども勘案して建物の規模を決めていかなくてはいけないところもあり、一旦はトイレは置いて利活用の計画を立てましょうということで予算計上して、それが出来上がった後にトイレも含めて、一体的に駅舎の整備もしましょうかという話で進めておりましたが、利活

用計画を立てるに当たっても、実際に駅を使ってどういう活動をするのか、それから駅舎、駅そのものの利用も含めてサンプルをいろいろ取っていかないといけないんですが、そのサンプルそのものも現状なかなか集めにくい状況があります。この段階で委託業者、コンサルタントをお願いして利活用計画を立てようとしても、実態に合った計画ができにくいんじゃないかというご意見もあり、最終的には、それはそれとしてトイレは急いで整備しなきゃいけないというお話もありましたので、一旦トイレを先に来年度整備するお話をして、駅舎の利活用も含めてイベント的なものを複数回開催するなど、地元で手作りの部分で少しサンプルを集めて、データがそろった段階で利活用計画をつくろうと話を持っていったところですよ。ですので、今年度中に計画を策定するのはちょっと無理だということで、今回、減額予算を上程したところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 経過、十分分かりました。JR影野駅なので、周辺の土地とJRの持ち物を再確認、区分ですよ。トイレの改修についてはどういう形の予算を出していけるのか、こちらの町としては。その辺りをもう一度、区分の確認をします。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 現在、影野駅の所有はJR四国になります。影野駅の周辺の土地もおおむねJR四国の持ち物となりますので、駅舎は現行閉鎖されておりますけれども、付随しているトイレを改修するのは、コスト面、それから利活用の利用の仕方とか規模の問題などを考えますと、今の駅舎に付いているトイレ部分を改修するのは考えにくいかなというところもありますので、今考えているのは新設をしよう。その場合は、JRに土地をお借りしてそこに新設すると。位置はまだ確定しておりませんが、駅舎の周辺で現在検討中です。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 予算書24ページ、10目文化的施設整備事業の旧役場本庁舎跡地擁壁補強工事はいつ頃工事をやる予定にしておるのか、その一点と。予算書31ページ、12節私立保育所運営費委託料501万4,000円。これは物価高騰が要因かと推測されるんですけども、この増額になっている理由を教えてくださいと思います。あと、予算書43ペー

ジ、14節茂串ポンプ場防災倉庫整備工事、減額になっています。この減額理由を教えてください。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 擁壁補強工事はいつ頃かというご質問と思います。擁壁補強工事については、こちらの文化的施設を建設した後ではこの敷地内の工事が難しいということで、昨年継続費をお認めいただいた際に設計委託料を計上して設計は完了しております。今回、継続費に基づいて計上しておりますので、来年、年明けて着手できるように、工事に先立って進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 私立保育所の運営委託料の増額でお答えをします。私立保育所は、町営以外の保育所が窪川地域に3か所あるわけですが、その入所者数が増えたり、それに伴う職員の配置等に伴う分の増額となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 茂串ポンプ場防災倉庫整備事業の減額ですけれども、入札減と、計画時、この建物は防災拠点となる大事な建物ですので、耐震性能も高めたもので通常よりも予算を多めに見ておったところ、実施設計した段階で削れるところは削りながらということで、耐震性も維持しながらやった結果、計画の予算よりも少ない価格でできたという点もあり、この減額の金額となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 擁壁工事が年明けということですが、年度内に着工するということでしょうか。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） この工事については、当然、今回計上しております継続費の増額、本体工事の状況にもよりますので、これまで周知もなかなか難しいところでしたけど、まずは町民駐車場ですので、職員以外もしっかり町民の皆さんにも周知を図りながら工事に着手していきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

〔4 番古谷幹夫君「動議」と呼ぶ〕

○議長（味元和義君） ただいま古谷幹夫君ほか2 人から修正動議が提出されました。  
資料配付のため、暫時休憩をします。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対しては、古谷幹夫君ほか下元昇君、村井眞菜君の3 名から、お手元にお配りした修正の動議が提出されました。したがって、これを原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） それでは、修正動議提案の理由等々の説明をしたいと思います。

議案第87号令和4 年度四万十町一般会計補正予算（第6 号）に対する修正案の説明をします。その前に、提案理由をお手元に配付していると思いますけども、読み上げます。

〔「配付されてない」と呼ぶ者あり〕

行っていないですか。提案理由書は配付されていないということです。私から提案理由を、申し上げます。

本案件は文化的施設整備事業を進める過程において、資材単価の高騰等の影響により建築工事費の増額が必要になったことから、昨年9 月に議決された継続費について7 億1,997万円の増額変更を提案するものと理解します。過日、この増額への対処として議会、町民には三つの選択肢、すなわち、①やむを得ない事情であるため設計の見直しは行わずに予算計上、②施設規模の縮小や設計そのものの見直しを含めた総事業費の圧縮を検討、③事業の一時休止が示され、大正・十和・窪川地域で住民説明、意見交換会が開催されました。それを受けて、11月5 日から29日までの僅か20日余りの期間で3,595人の署名を整え、四万十町の未来を考える会から町長宛に文化的施設整備事業の一時休止を求める請願書が提出されました。さらに、12月2 日には同趣旨の請願書が町議会にも提出されております。この事業は6 年間にわたって進められてきたことを認めたとしても、この後に及んでなお3,595人が名を連ねた一時休止、願意は事業の見直しを求める請願書が提出さ

れるという事態を招いてしまったわけです。この事実は、本事業がいかに関心とかけ離れて進められてきたものであるかの証左であると受け止めるべきです。私は、この請願書に込められた3,595人の願意はとてつもなく重たいものと判断せざるを得ません。

したがって、今後、町内の人口減少が必至となることを踏まえ、施設規模及び維持管理費の在り方について、いま一度立ち止まり見直しをする必要があるとする本請願の趣旨に応え、一時休止の選択をすべきとの強い思いから、この修正動議を提案するものです。どうか、各位のご賛同をお願いします。

それでは、お手元にこれは配付しておると思いますけれども、修正案の説明をします。

議案第87号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案を説明します。お手元に修正案説明資料で配付しておると思いますけれども、それをご覧になりながらお聞きいただきたいと思います。

修正案内容は、予算書の第1ページ、令和4年度四万十町一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正を行うものです。第2条を削る。第3条中、「第3表繰越明許費」を「第2表繰越明許費」に改め、同条を第2条とする。第4条中、「第4表地方債補正」を「第3表地方債補正」に改め、同条を第3条とする。結果、第2表を削り、それに伴い「第3表」を「第2表」とし、「第4表」を「第3表」とするものです。

以上です。

○議長（味元和義君） これで提出者からの修正案の説明を終わります。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 古谷議員から修正案の動議が提出されました。その修正案の提案理由の説明に、目的の一つが一時休止を求めるという趣旨の言葉があったと思います。例えば、一時休止になった場合のその後の対策、対応についてもしっかりと議論された上で、この決断の提案理由でしょうか。その点について伺います。

○議長（味元和義君） 4番古谷幹夫君。

○4番（古谷幹夫君） 議論をされたかという質問でしたけれども、これは私の発議という位置づけでの修正動議です。この提案をして皆さんに審議をいただいて、それによって進んでいくと考えています。ただ、私はこの文章にありましたけれども、私たちに提出された請願の内容は皆さんもご覧いただいておりますけれども、特に願意の部分について

ては、先ほど説明しました、今後、町内の人口減少が必至となることを踏まえ、施設規模及び維持管理費の在り方について一時立ち止まって考えるべきという、ここに願意の焦点があると理解した中で提案しております。一時休止することによって何が起こるか。当然、一時休止することによって、私も一般質問で一時休止とは何かとただした経過があります。これには、単なる危機感を問うだけという一時休止もあれば、更に突っ込んで一時休止をした上で、今までの経過も踏まえて、2の選択肢と示された内容に触れていくことも、当然、これは一時休止をすることの次のステップとしては、そこがやっぱり焦点にならざるを得ないということで、私はそこまで行くべきやというのが、3,595人の署名に答えていく誠意ある対応であるという判断の下に、発議をしたところです。

○議長（味元和義君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 古谷議員の発議した動機についてはよく分かりましたので、以上で質疑を終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） 一時休止ということは、行政事業に与える影響は非常に大きいと思います。それはなぜかという、一時休止によって財源的な確保、今後、設計変更も含めたいわゆるユニバーサルデザインの対応であるとか、あるいは図書館においての蔵書が不十分な問題とかいろんな問題が今、山積している中で、設計見直しをした場合において、今後、現在の特例債の活用はなかなか難しくなるのではないかと。そうしますと財源的に今後対応が難しくなる可能性があると思いますが、その点についてはどのようにお考えかお示しをお願いします。

○議長（味元和義君） 4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） 確かに、この施設は合併特例債の15億円近いものを当初から財源として描いて進めてきた経過は、私も十分承知しております。ただ、今回の私の動議で一時休止を求める点については、もちろん根本がこの請願書の願意に基づくものですが、一点、昨日の一般質問でも述べましたが、15億円、2,000㎡がありきで進んできた事業というところに一番の私は疑問を持ちながら、特にだんだんの政策討論会の中でも皆さんがそれぞれ施設の必要性等はそれぞれの思いを述べられて、ケーブルテレビでも放映されました。ただその中に、やっぱり規模についての思いはあまり出てきませんでした。この15億9,000万円何がしかの算定根拠になったのも、全て2,000㎡というこの施設の

面積が先にあって、積算されて積み上げてきたものが15億9,000万円であり、さらにその姿勢を遂行していく中で、今回のような物価高騰等々が出てきて、22億円というところに進んできておると。このことは、私が主張する一時休止をしていくという提案は、やはり根本をしっかりと見つめ直していくべきであるという思いの下での提案です。

それと、今、1番議員から質問いただいた蔵書の件については、また私は別の視点も持っており、県下にある高知市のオーテピア、150万冊に上る蔵書が備えられ、機能としても日本に誇れる機能を持った施設です。図書館機能だけではもちろんないですけども、その図書館は、全国、国会図書館も含めて自由に国民が等しく、町民ももちろんですけども、等しく自由な相互貸借をできるわけですし、私も過日、全国の図書館の規模を調べる、非常に図書館の関係については毎年たくさんの細かいデータが、人口規模に応じた蔵書数であったり、そこに関わる職員であったり、面積であったりといったものが報告されております。それを借りに行ったときに、図書館には備え付けてなかったので取り寄せてほしいとお願いをしますと、オーテピアから休日挟んでたった3日で届きました。こういったことが今後ますますデジタル化の中では、リクエストという形でいつでもちょっとだけ時間を置けば、全国の国会図書館も含めて必要な、自分の読みたい調べたい資料が入手できるといったことを考えたときに、あえて基準として、この人口規模に併せた基準であるので、将来は11万冊の蔵書をすべきであるというこの考え方、これは施設の規模をどんどん大きくせざるを得ないと。そういうことの中に、2,000㎡という中の図書館機能の分も非常に寄りかかって進められてきたと私は判断しており、これからどんどんデジタル化が進み、子どもたちもスマートフォンであったりiPadであったり、学校教育でもICT教育の部分を進めていく中において、あえて県下でオーテピアが全国に誇る蔵書数を誇っておる立派な施設があるのに、これを積極的に活用する、今のデジタル技術を活用して必要な図書を利用する、こういったことを進めていけば、あえて各市町村が従来から進められている基準に応じた蔵書を備えるべきやという考え方そのものは、ちょっと一歩も二歩も下がって考えていくという、それが経費の面でも削減していける、規模も圧縮していける大事な点やと思っの提案です。

○議長（味元和義君） 1番酒井祥成君。

○1番（酒井祥成君） 思いはよく分かりました。そこで、私は行政にもお聞きしたいと思いますが、現在の基本構想、あるいは基本計画、サービス計画への影響、今後もしこれが可決された場合に、その影響はどうなっていくのか。あるいは見直しが必要になります

と、合併特例債の問題も含めて、もし答弁ができれば、行政をお願いします。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 基本構想であつたり基本計画への影響であつたり、合併特例債も含めてというお話でした。こちら、施設規模をどのように見直していくかにもよるかと思いますが、そもそも規模を見直す時点で、基本計画に定められたこちらの想定している規模とは変わってきますので、当然その議論は必要になってくるかと思います。そもそも、この規模を見直すといったときに、こちらのお示ししている規模というのは、考えているのは最低限でお示したつもりですし、先日もご説明したように、美術館の部分についても今の美術館と同じ規模です。そういった図書館、あるいは美術館をそもそも規模縮小するとなると、複合施設の在り方そのものも考えていく必要があるかと思います。そういったときには、基本構想まで立ち返ることも考えられるかと思います。これに今まで6年間要しております。これから事業を進めるに、工事等も含めて2年間、延べ8年から9年という歳月をかけてこの事業を進めようとしております。そういったところの遡る、立ち返ることになってきたときに、先ほども申し上げたように、どこまで立ち返るかにはなりませんけれども、当然、基本構想、基本計画に影響すると考えたときには、かなり立ち返る必要があろうかと思います。合併特例債、工事完了が令和7年度以内に完了しなければなりません。そういったことを考えますと、まず合併特例債が使えなくなってくるのではないかなと考えております。さらに、もう一つの財源で考えておる過疎債は図書館部分だけです。四万十町が設置しておる美術館部分について過疎債が適用できないことになれば、そもそもまた最初に戻りますけれども、施設規模そのものの在り方、あるいは基本構想そのもので複合施設をどうしていくのかに立ち返る必要があろうかと思いますので、かなり年月は要するのではないかと考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

会議の途中ですが、ただいまより10時50分まで休憩をします。

午前10時39分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

修正案に対する討論は、原案に対する討論と併せて行います。

まず、原案に賛成者の発言を許可します。

5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 継続費補正の修正議案が提出されたことについて、私は原案に対して賛成の立場で討論します。

修正しようとしているのは文化的施設整備事業の継続費補正ですが、私は本事業については原案の方向で進めていくべきであると考えております。昨日、一昨日の一般質問の中で執行部が提案したと言われている今後の方向性として、三つの選択肢、一つ目は現在の計画で進める、二つ目に規模縮小して既決の事業費で進める、三つ目は事業を一時休止して計画を見直す、この三つの選択肢、方向性を執行部が示したと言われておりますが、これは執行部が提案したことではないと私は解釈しております。あくまでも考えられる今後の方向性としては今言った三つの選択肢であろうというのは、何も執行部が提案するまでもなく、議員はじめ文化的施設整備に関心を持たれている住民の方であれば、誰もが考えるところであると思います。

その中で、まず一時休止をして見直しをすべきという点については、いつまで休止をすればよいのか漠然としているし根拠が見いだせない、また現在も続いている資材高騰を考えると、一旦上がった資材や人件費が急激に安くなるとはまず考えられない、休止の期間が長引けば長引くほど今より余計に資材が高騰する可能性が大であること、どの時点で判断するのか根拠に欠けております。ここはスピーディーに進めていくのが良策と考えます。また、一時休止をしたからといって費用がかからないわけではなく、当然、人件費は絶えず動いていくことも考えれば、逆に総事業費を今よりもっと膨らませる要因にもなります。

次に、議会が議決してきた予算内で規模縮小すべきという選択肢については、文化的施設整備について必要最小限の内容で議会として議決をしてきたことは、議会の構成員である議員の皆さんにはその意味を十分承知のことです。賛否両論の意見はあったにせよ、議会としてはそれを認めてきております。そして、今議会に執行部から提案された議案については、昨年9月定例会で、令和3年度以降の整備等に要する予算議決した内容を変更することなく、資材の高騰による影響を余儀なくされた部分についての変更です。昨年9月定例会で議決された内容に変更はなく、資材高騰による事情は仕方がないと考えておりま

す。これは文化的施設整備事業だけでなく、町が実施していくどの事業についても当てはまることです。

次に、維持管理費、ランニングコスト8,096万円が高いと議論しておりますが、一体幾らだったらよろしいのか、高いというのは何を根拠にしたものか。現在の図書館・美術館のランニングコストが3,732万円、それに必要最低限対応すべき部分において2,699万円、併せて6,431万円、これは整備をしてもしなくてもかかる費用です。新たに増額するのは整備に伴う1,665万円だけです。規模を縮小してもランニングコストが大幅に削減するとは思いません。合併特例債、過疎債には触れませんでした。この文化的施設整備事業は現在より資材高騰が進まないうちにスピーディーに進めていくべきと考えます。

以上が、原案に対する私の賛成討論です。議員各位の賛同をお願いして討論を終わります。

○議長（味元和義君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 私は原案に賛成の立場で討論を行います。先ほどの緒方議員と重複する部分もありますけれども、原稿を作ってきておりますので、それを読み上げます。

今回の増額理由が、施設規模や構造等の変更に伴うものではなく、全国的な資材単価の高騰に伴う影響であり、この事業だけ見直すことになるのか、ほかの公共事業についてはどうなのかなど、疑問点について反対者に是非、討論の中で教えていただきたい部分もあります。資材単価の高騰を理由に建設予定地や規模の縮小、複合施設の在り方まで議論が遡ったり休止することになってよいのか、昨年9月定例会補正予算（第2号）で認められた継続費は金額だけなのか、継続費の議決における建設費は金額だけなのか、継続費の議決における建設予定地や施設規模、構造などはどう考えているのか、昨年度に認められた継続費は、旧役場本庁舎跡地を建設予定地とした基本設計が完了し、施設の規模や構造等も示された上で可決された予算であります。事業費だけでなく建設予定地や施設規模も含めた議決であったはずである、このことは議決権をもって示した議会の意思であるはずで、議会や町民が継続費の増額を認めない、あるいは一時休止を求めるのであれば、今後、行政としてどう進めていけばいいのかを具体的に示してあげるべきです。これまで6

年間かけて一定の結論を出してきたものを、その都度議会にも予算等を認めてきた経過もあります。それを仮に、これまでとは違う結論になった場合は今後の対応、対策はどうするのか。また休止とは、いつまでどういった条件が整うまで休止するのか、どこまで立ち返るのか、何がどうなれば再開するのか、実質的な事業の凍結にならないのか、最大いつまで休止するのか。仮に資材単価の高騰が一時的なものではなく長期にわたって続いた場合は、主な財源としている合併特例債は繰越しが不可能です。それが活用できなくなるが、どう考えているのか。今回の増額分は、資材単価の高騰や資材が入りにくくなった状況にあるためであり、他の事業などと同様にやむを得ないものと判断すべきではないか。ただ、タイミング的に1度示していた総事業費が物価高騰等によって増額になったために、これほど注目されることになったのですが、物価高騰が起こる前に整備されていれば約16億円で完成していたはずです。整備費用の増額やランニングコストに、将来負担は何を根拠に負担になると言えるのか。行政では、中期財政計画等のシミュレーションを行い健全財政が維持できると判断しているが、そうではない負担になるとする根拠は何なのか。現在示している整備後のランニングコスト、年間約8,000万円は大半が人件費、専門職の雇用や処遇改善であり、そのほかにも図書購入費の増額や新たな移動図書館に要する経費なども含まれており、施設が整備されることによるランニングコストの増ばかりではありません。そのことも踏まえた上で高いと考えているのか、疑問です。

振り返れば、合併協定書に基づく新町建設計画、新しいまち四万十町、四万十町まちづくり計画のその中で、生涯学習環境の向上のため主な事業と位置づけられている文化施設の整備充実をどう考えているのか。令和4年3月定例会で可決された、平成29年から令和8年度の第2次四万十町総合振興計画後期基本計画の中にも位置づけられておりますが、それをどう考えているのか。ちなみに、令和4年3月定例会、全会一致で可決されております。教育民生常任委員会として、教育委員会などでの議論を調査研究したり、あるいは関係団体等に意見聴取したり、それを踏まえた協議、調整を行ってきたのか。議会として調査権のある特別委員会の設置もできたはずですが。しかしながら、その動きさえなかったということは、住民投票を提案するほどの重大な案件とするならば、それまでに議会として取るべき手だてがあったはずですが。議会としても独自に町民や関係団体との意見交換の場も設定できたはずですが。特に、教育委員会や検討委員会委員となっていた教育委員、図書館協議会、美術館連絡審議会、美術館運営審議会、文化財保護審議会、PTA、保育所保護者会といった関係する組織とは、議会としても意見交換の場を設けることもできたはず

です。私の間違った解釈などもあると思いますが、その点もご指摘をいただきながら論破していただきたいと思います。文化的施設、とりわけ図書館の集客力、日常的に幅広い世代の人々を集める力が中心市街地の再生に大きく貢献することが注目されています。これまではただ箱物とされてきましたが、近年になってより広くまちづくりの一環として位置づけ、図書館に人の動線演出や、にぎわい創出をすることで、人の流れを変え、商業の活性化を後押しできると考えます。右肩下がりの人口ビジョンではやがて5,000人になることも示されておりますけれども、その5,000人を目指すようなまちづくりと考えるのか、現在1万5,000人とするならば、2万人を目指すようなまちづくりを私は目指したいと思います。

以上、いろいろ申し上げましたが、私の考えを述べて原案に賛成します。

○議長（味元和義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

9番水間淳一君。

○9番（水間淳一君） それでは、修正案に賛成の立場で、私の考え方を申し上げます。

今から遡ること14年くらい前ですが、教育委員会事務局次長、担当課長と度々、今の図書館・美術館へ足を運びました。その当時は、やはり手狭でもあるし、大きな台風が来れば浸水する、なかなか手間もかかりました。そういったことで、「もう少し使いのうのええ、もうちょっと広い、町民の皆さんに使っていただける、子どもたちに使っていただける使いやすい図書館・美術館にしたいね」という話をしておりました。しかし、その話はそれ以上進みませんでした。近い将来はやっぱりもうちょっと図書館を造らにゃいかんのやという話までは進んでおりました。それから14年か15年たってから、現在、再び図書館・美術館の話が出てきました。やはり私たちが考えておったと同じように、これは大事なことであるので、この事業は進めていかないかんねと私は考えておりましたし、本当に嬉しく考えたわけです。

しかし昨年、議会で継続費15億1,300万円を認めました。ということは、議会の意思として15億1,000万円を認めたわけですので、この事業はやはり継続してやっていかないと私は考えております。しかし、その後、いろいろな内外の事情によって増額にならざるを得ないことになったわけですが、この7億2,000万円の増額に町民の皆さんが納得しておるのか、賛成の醸成ができておるのかといいますと、やはり疑問を持たなければなりません。そういうことで、町民の皆さんが喜んでくれるような建設の仕方を選ばなければならぬと私は考えております。この議会が認めた15億1,300万円の中で事業ができるはず

です。私はそのように考えております。以前、政策討論会するときにも申しましたが、大正地域に久木ノ森山という旧営林署から払下げをいただいた立派な木材、立派な山があります。その天然のヒノキなどを活用してやれば、それからそのほかにも大正地域には山がたくさんあります。どこを切っても使える山がありますので、その山を切ってやれば15億1,000万円の範囲内でできんことはないと考えております。

それから、合併特例債の話がよく出てきますが、合併特例債、これは一旦休止したら本当に間に合わんという言い方をしておりますが、間に合わんはずはないんです、やり方によれば。やらなければ間に合いません。やれば間に合います。合併特例債は令和8年3月末までに完了しておらなければならないわけですが、令和8年3月31日といいますとまだ時間があります。やらなければ絶対できませんよ。急いでやればできます。

それから、そのほかにも財源のことを話しておりますが、今私がここで言いたいのは財源も当然ですが、財源より、古代から戦いに赴くときとか、重大な物事を起こすときには三つの大事なことがあると言われております。それは、天の時、地の利、同志の和と言われております。その同志の和が醸成されておられません。同志の和は町民です。町民の皆さんの醸成、同志の和の醸成ができておるとはどうしても今回は思いませんので、私はあくまで15億1,300万円の中で、できる工夫をするべきだと思います。やればできます。やらなければできません。できんというのは、私はちょっと理解できませんけれども、できると私は考えておりますので、私の考え方が間違っておるかも分かりませんが、間違っておるという方もおいででしょうが、今の言い方が正しいと言われる方もおいででしょう。私はそのような考え方ですので、やはりこの修正案には賛成したいと思います。いつまで立ち止まるのか休むのかという考え方もありますが、直ちに立ち上がらなければ本当に間に合わなくなります。ゆっくり休んでおる時間はないと思います。

以上、私の考え方を披露して終わりたいと思います。やはりあくまで大事なのは同志の和です。同志の和なくして戦にも勝てませんし、事業も醸成しません。それだけは間違いないと思いますので、私はそういう考え方からこの修正案に同意をしたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

3 番 林健三君。

○3 番（林健三君） 私は原案に賛成の立場で討論を行います。

本事業は6年間にわたり、基本構想、基本計画、整備に必要な予算措置が議決により進

められた事業です。その中でも、あちこちへ各議員は視察にも行っております。昨年9月定例会で、施設の規模や構造など必要な予算を認めております。今回の増額理由は全国的資材単価の高騰などに伴う影響であり、また財源である合併特例債事業債の借入れ期限が、先ほど水間議員は令和8年と言いましたが、令和7年度末になっています。11月に窪川・大正・十和3地域で住民説明会を開き、大正・十和地域では反対意見はなかったように聞いております。そして窪川地域では、若い世代や子育て世代から施設の整備を求める声や期待を寄せる声があったとお聞きしております。

最後に、令和3年9月時点で15億9,431万円であった予算に対し、今回の予算計上額は23億1,780万円で、7億2,349万円が増です。今回のまちの実質的負担額は2億6,366万円であり、財政シミュレーションなども行い健全な財政を維持できる見込みであるということです。そして、合併して今、16、7年がたつわけです。私は旧大正町出身の議員です。その中で、大正北ノ川地区にある山土場の関係でいろんな反対意見、賛成意見がありました。大正地域にはその施設を造ることに賛同して、今、造って、非常に林業振興の活性化につながっております。そして、今回の文化施設はちょっと違いますけど、私は、文化施設は一応、半平旅館とそれから岩本寺38番札所との真ん中に建つ予定です。そうすることによって、まちの活性化が図れるのではないかと、私は山土場と同じような考えを持って、この賛成の討論に立っております。

どうか私のこの意見に対して、賛成討論となりますが、議員の皆様の賛同をいただきますようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） ただいま、水間議員が「令和8年3月」と、そして林議員は「令和7年度」と、同じ発言ですので、どちらも間違っていないことを報告しておきます。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、原案に賛成の意見で申し上げます。

縷々、先ほど来からそういった討論されておりますが、まず文化的施設事業として、今回、駐車場の通路の改修工事、あるいは実施設計496万1,000円ですか、旧庁舎跡地の補強工事費として1,221万6,000円、合わせて1,717万7,000円で、昨年9月に我々、継続費の中

で承認しており、今回、その流れとして同額の変更が上程されたということで、今後の事業計画に載せる是非が問われているわけです。

昨年9月定例会で承認した以降の取組方にあつて、先ほど来の話のとおり、資材の高騰もあつて、事業費15億1,300万円から22億3,300万円、言われるように7億1,900万円の継続費の上積みが想定され、この増額となることによる懸念から事業の一旦一時休止を求める署名や請願書が提出されました。

今議会一般質問においても、数多くの関連の質問がありました。質疑において、大きくは総事業費の圧縮、あるいは事業の一時休止、ランニングコストへの懸念などが取り上げられるということでしたが、執行部の答弁を大まかにまとめますと、実質的な負担額と中期財政計画との整合性も取れとること、あるいは事業規模の圧縮にあつては設計そのものを見直しですとなると不可能だということ、それから事業の一時休止にあつては合併特例債の発行期間内の工事完了との兼ね合いもあるということで、休止は無理だという答弁だったと解釈しております。

これまで議会としては、所管の常任委員会等で私もその所管にありましたので、令和元年11月に島根県奈義町、鳥取県智頭町、あるいは岡山県瀬戸内市を訪問して、同規模の複合施設関連の施設を見学視察しました。また、本町の現在の町立図書館の状況視察で、常任委員会も新たに編成した後についても、それに続いての視察もされておるように聞いておりますし、複合施設の視察見学も続いてされて今日に至っております。

長くなりますが、私は、令和2年3月ですが、一般質問で、この質問の年の前年9月に町長が行政報告で建設予定地を旧庁舎跡地にすると表明したので、その折に施設規模、あるいは事業の予算を聞いたわけです。そのときに答弁としては、その基本設計に入るプロポーザルの公募に当たっての条件提案として、文化的施設予定地としては旧庁舎跡地が4,400㎡と、建築面積は2,000㎡、費用は約15億円で提案してあると。その根拠は、類似施設面積や建築の金額、業務内容を参考にして総体的な金額だと答弁を受けたわけです。この時点で現在の規模の辺りが見えてきたということで、次回これを予算規模として了知もしながら、基本計画に動くまでの質疑をしました。そして、昨年9月定例会の補正予算、いわゆる継続費と予算については先ほど言ったように、実施設計の委託料、用地購入費とする予算が1億1,100万円で議決したわけです。今回、この予算金額の増額変更でして、これを了承するものですが、なお町執行部には、今回町民から寄せられた一時休止を要望する3,500筆余の署名の重みをしっかり受け止めてもらいたい。あるいは、中止できない

理由の理解を求める努力も必要だと思いますので、それに加えて論点となっているランニングコストの圧縮に向けた検討も必要であろうかと、申し添えておきたいと思います。

平成29年に文化的施設検討委員会が設置されました。基本構想、基本計画、基本設計、実施設計と、5年、あるいは6年が経過しております。昨日の議案第79号四万十町過疎地域持続的発展計画の事業計画にも、図書館事業として文化的施設整備事業を新規事業として利用するということが議決をいたしました。有利な起債を借り入れるスケジュールも考慮し、また現在の図書館の老朽化、法務局の施設利用の施設基準の不足、あるいは美術品の収蔵、保管の問題等も早期に解決するために、工事の完了の速やかな進展を考え、今回の予算承認を了とするものです。

以上、賛成の討論とします。

○議長（味元和義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） それでは、私は修正案に賛成の立場から討論します。

手元に何も持っておりませんので、これまでの私の文化的施設に対する考え方を基に、議員の皆様方には是非もう一回考えていただきたいという立場で、私の持論を申し上げます。

私もこれまでこの議会で議員の皆様方に申し上げてきたように、図書館を造るな、美術館は要らないという立場ではありません。やはり、今回の文化的施設の大きな議論の一つである規模とか予算規模に対しては疑義を持っております。したがって、昨年9月定例会において継続費として16億円を執行部が計上した際には、私は反対してきました。しかしながら、1票差でその継続費16億円が承認されましたので、そのことは議決したということで非常に重くは受け止めております。今回3,595人の方々の一時休止を求める署名があって、町長、そして請願として議会にも出されております。この署名集めを、私も微力ですけれどもお手伝いする中で、これまでの私の文化的施設に対する意見も町民の皆様方に申し上げながら、お話をして署名をいただきました。

私は、先ほども申し上げましたけれども、図書館は要らないという立場ではありませんので、じゃあ具体的にはどうするんですかと聞かれた場合には、複合的な施設ではなく、これまでもこの議会で昨年9月の継続費の討論の立場でも申し上げましたけれども、やはり図書館は子どもたちに対する投資ということで、町長が申し上げてきましたけれども、その小学生、中学生、高校生、いわゆる学生たちが一番毎日通る学園通りの町有地にこじ

んまりとしたものを造ってはどうかと。これを建設するに当たっても、先ほど9番議員ですか、提案があった大正地域に非常に立派な町有林がありますので、この町有林を使って山から切り出す仕事をすれば、森林組合の仕事、あるいは民間事業者の仕事も増えますよと。それを地元の製材に持って行って製材して乾燥すれば、そこでまた仕事が増える。それを地元業者で地域密着型でやれば、これは立派なものができる。地域的な経済波及効果もあるということで、署名を集めるときに図書館に関してはそういったことを申し上げてきましたし、美術館においても、現状のままではやはり老朽化が非常に激しいと。内装も外装も随分劣化しておりますので、これは収蔵品をきちんと長期にわたって管理できる空調システムの導入、あるいは屋根、外壁等をリニューアルすれば倍の広さが確保できるから、あそこでいいんではないですかと、美術館に関しては町民の皆様方にご理解をいただけるように話してきました。

昨日の一般質問と若干重なる部分があるんですけども、私は昨日の、建設に当たっての契約方法を執行部にお伺いしましたけれども、現状ではJV方式、いわゆる高知市の大きい業者と地元業者が共同事業体をつくっての仕事になると、その場合は地元には3割しか建設費のお金は落ちません。7割が大手の親になる大きい会社に行きます。しかし、執行部もその件に対しては、できる限り地元の資材ですとか人員を使うようには共同体にも申し入れるとは言いましたけれども、全体の金額から見ると、やはり地元に落ちる金額は少ないと私は思います。したがって、先ほど申し上げたように地域密着型でやれば、本当にこの地域に経済的な波及効果ができるんじゃないかなと考えております。

そういったことで、最後になりますけれども、今回の3,595人の署名、請願を執行部も本当に重く受け止めているという答弁はいただきましたけれども、現状はこのまま進めていくという答弁でした。改めて先ほど席に来たら、議員の席上には、昨日、武田議員が本庁、大正・十和両地域振興局において役場職員のアンケート調査をした結果の資料がありましたんで、きれいに作っていただきましたので、いま一度議員の皆さん、これを見てどうでしょうかね。165人ですけども、やはり総事業費については74%の方が多すぎると、ランニングコストについても66%の役場職員が多すぎるんじゃないかといったアンケートがここにありますんで、やはり今回の3,595人の署名をいただいた方々と同じような気持ちを持った役場職員もたくさんいることが、よく理解できました。

私は、全ての我々の一時休止を求める議員、あるいは町民の皆様の声が、先ほど提案理由を述べられた古谷幹夫議員の言葉に全て集約されているとは思いますが、いま一度、議員

の皆様方、今回出された修正案に是非ご同意をいただきますように心からお願いをして、修正案に賛成の立場での討論を終わります。

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） 私は一般会計補正予算について、原案に賛成の立場で討論を行います。

この問題については、昨年9月定例会一般会計補正予算の審議において、文化的施設整備事業に関する継続費が議決されました。この継続費は、令和3年度の予算だけでなく、令和4年度以降に予定されていた建築工事費や引っ越し費用に至るまで、開館までに必要な予算の総額について議会として認めたものです。建設予定地や施設規模、複合施設の在り方まで議論が遡ることはいかがなものかと考えております。しかしここで重要なことは、改めて昨年9月定例会で認めた継続費であります。つまりその際に我々議員が審議したのは、事業費の総額のみでなく、建設予定地であったり、施設の規模や構造等も含めて審議に尽くした上で、可決したものと私は理解しております。その上で、今後の継続費の予算審議で議論されるべきところは、我々議会としても昨年度に認めた継続費を受け止めた上で、今回議論すべきは増額分をどう判断するかに尽きると思います。

そこで、今回の増額理由を考えたときに、町長の行政報告や、今議会の一般質問の中で執行部から説明がありましたが、増額理由について整理すべきポイントが三つあると私は考えます。一つには、今回の増額となった理由が、施設規模や構造等の変更に伴うものではないこと。二つ目としては、基本計画、基本設計時と比べて増額となった理由は、その後が生じた資材単価の高騰によるものであること、またこれは本町に限らず全国的な状況であり、やむを得ない要因ではないかと考えられます。三つ目としては、四万十町で見ても、資材の高騰等による影響は事業に限らず、今回も補正予算の中で肥料価格等やあるいは粗飼料等の助成も事業化されておると。これは国の事業でもありますけれども、他の公共事業でも同様に資材の増額となっていることは認めなくてはならないと思います。

さらに、この事業を進めるに当たって、財源について考えたいと思いますが、執行部から説明があったように、この事業で活用しようとしている有利な財源である合併特例債の借入れ期限が令和7年度に迫っていることを考えなくてはなりません。予定どおりに事業を進めたとしても、早くても令和6年度末の開館になると聞いております。事業を止めてしまうと、この有利な合併特例債を活用できなくなるどころか、これまでこの事業で借り

入れてきた合併特例債の返済も生じる恐れが出てまいります。合併特例債を活用するためには、事業を早期に進める必要があるのではないかと考えます。また、事業が滞ること、この有利な合併特例債が使えなくなってしまう場合にあっては、かえって負担増につながりかねないことが見込まれます。また、執行部が今回示した財源、財政見通しがありますけれども、今後も引き続き健全財政を維持できる見込みであるということです。これは公債費率があり、25%を超えると非常に危険信号がともるということですけれども、これを実行することによっても9.1%での健全財政を維持できるということです。

そしてまた、これまで議会で議決した経過になりますけれども、いろんな一般質問等で、十和分館に関する一般質問もあったと思います。本年3月定例会において提案された第2次四万十町総合振興計画後期基本計画において、文化的施設のことが明記されております。議員ご承知のこととは思いますが、参考までにこの内容を申し上げますと、図書館・美術館の機能を備えた複合型文化施設の整備を行い、図書館・美術館の利用環境や収蔵環境など施設に依存する課題の解決を図るとされております。これは、各議員もご承知のとおり、総合振興計画、これは本町の最高規範であるまちづくり基本条例において、「町長等の政策を定める最上位の計画であり、町長等が行う政策等は、緊急を要するもののほかはこれに基づかなければなりません」と記載されております。議会基本条例においても、議会の議決事項として位置づけられた計画です。この第2次総合振興計画は、令和8年度までの計画期間とし、昨年9月に継続費を認めた後、資材単価の高騰が心配された中で、本年3月にこれを全会一致で可決しております。

これまでの経過を踏まえて、事業の中止や休止、見直しといった議論、ましてや建設予定地や施設の規模、構造等に立ち返るべきではなく、私としては、また議会としても資材費の高騰による増額に反対する理由はないものと考えます。議論を蒸し返すことなく継続費の増額を認め、スピード感を持ってしっかり進めていくべきと考えます。

以上、私の賛成討論とします。賛同をよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） それでは、修正案に賛同する立場で討論します。

これまでずっと、2016年から検討委員会の方や、様々に地域情報文化アドバイザーの方や多くの方々が、この文化的施設事業を進めてこられました。また同時に、私も教育民生常任委員の立場で2年間携わりながらやってきました。その中で、智頭町でもこの文化的施設においては10年という月日をかけて、民意を醸成しながら、本当に職員もはじめ、図書館に関わる方、皆さんが力を合わせながら民意を醸成してきたと学んできました。四万十町は大変広域な中で、私は大切な目的であるコミュニティの施設であるという目標を達成するためには、決してこの署名を無視することは、私たちの文化的施設がみんなのものじゃなくなるんじゃないかという危機感を持っているので、こちらの立場として考えております。

賛成派の方も、今、休止を求める声の方も、どちらも本当に四万十町の未来を考えてのことですし、子どもたちの未来や教育への投資など、様々な点で考えられているからこそ、まず一時休止し、ここまで深まってきた議論をより深めて、今まで様々な、PTAや関係者との議論する場をつくってこれたんじゃないかと橋本議員も言われていましたが、それができてこなかった、それじゃ駄目じゃないかということもあるんですが、だからこそ今までの在り方を顧みて、これからじゃあどう造っていくのかという、令和5年度に向けてのもう一段階深まった本当のコミュニティの力を集結させるような素晴らしい文化的施設が四万十町は造り得ると思っています。

この文化的施設への期待は、私もそうですし、多くの子育て世代の皆さんも期待があると思うんですが、やっぱり行政に造ってもらうとか、多額の予算で、多額の予算といっても決して華美過大なものではないという様々な説明の中で、本当に理解できるなとか、学芸員の方、必要だなとか、司書の方、必要だな、またそういう必要な仕事がここにあれば、その仕事をしたいという子はここに残っていけるということで、本当に賛同する思いもあって、しかしやはり今、もうちょっと立ち止まって考えたいという、また議論を深めたいという様々な意見がある中で、もちろんリーダーシップを取って、何がなんでもやるんだという形でやることも本当に大事だと思うんですけど、急がず焦らずしっかりと土台を持ったコミュニティ施設にしていかないと、みんなが楽しく集まれる場じゃなくなるんじゃないかという思いがあります。

コワーキングスペースや集落活動センターけやきなど、今まで様々進めてきて、本当にいいお題目というか、こういう施設にしたいんだという思いはいっぱいあってはきたんですけど、やはりそれは行政だけでは決してできないことで、町民が、先日新聞でも載っていたんですが、町長が言う共助の力ですよね。子ども食堂とか地域食堂とか、みんなの中で共助をしていこうというのがどんどん湧いてきていると思うんです、四万十町は。だけど、広域でここに大きなものをバンと窪川地域に建てたからといって、十和地域の端っこや興津、志和地区の方が上がってくるのはすごく難しい状況にあると思うんです。だからこそ、小さな拠点をあちこちに造って、その小さな拠点がしっかりと機能するように十和分館を造ることは本当に大切ですし、今まで皆さんが議論してきたことは十和地域にはずっと長い間なかったことですよ。そこは行政責任じゃないのかなとずっと思ってきました。十和分館を造ることで、より血が行き渡るといえるのか、そういうことになっていきますし、小さな集落の拠点施設を造って、そこを移動図書館が回っていくということ、移動図書館の予算を出されたときも、まだ計画はないまま移動図書館車を取りあえず買ってやっていくんだということで進んできたと思います。そのとき私は反対の立場を取ったんですが、やはりこの基本構想にのっとった、本当に着実な目標というかビジョンを打ち立てておいて、そこに移動図書館をやっていくと、その隅々からの声がちゃんと出てきて、じゃあこういう拠点施設が必要だねとか、いやそこまでの拠点にはよばんかもしれん、それぞれの力を分散させてやったら、ほかにはない四万十町らしいものができてくるかもしれないとか、そういうふうに、賛成か反対かだけではなくて、よりもう一段階深まった話を今こそしていけると思いますので、一時休止をし、まずは十和分館や移動図書館、サテライト等の計画をやって、その中で見えてくる窪川地域の市街地の在り方というものが、より民意として皆さんの形になってくるんじゃないかと思います。また、学校図書館の整備や図鑑などは1年に1回替えていくとか、新たな情報が更新されるものに対してしっかりと予算づけしていくとか、そういう今できることがあると思います。

以前15億3,000万円から今23億円になってきましたが、物価高騰によるものですが、これが世の中の今の流れだと思います。全てが上がってくる、本当に持続可能な四万十町の図書館の在り方をきちんと考えていって、箱物ではなくソフト面の充実したものにつくり上げていきたい、そういう思いで修正案に賛成します。ご賛同よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 私は修正案に賛成の立場で一言申し上げます。

私は、この文化的施設、先日の一般質問でも言いましたけども、この複合的文化的施設が出たときから、私はこの文化的施設の推進には疑問があり、考えるべきじゃないか、いろんな提案をしたと思っております。ところが、この計画は粛々と進んでいきました。何が問題なのかとかいろいろあると思いますが、それぞれに皆さんこれに対して考えられて研究もしてられました。しかしここに来て、じゃあなぜ止めるんだとか、なぜそれを反対するんだとかいう声はあるんですけども、これは去年に15億9,000万円の継続費を認めた。それは議会が議決したから、それを進めるのはそうだろうと。確かにそうです。けど、議会も全会一致で認めたわけではない。当然、議会はそれでも認めたわけなので、それは進めるべきでしょう。けれども、それでもまだこれに対していろいろな意見がある。そこで、最終的なこの時期に出てきたのが、住民3,595人の事業の見直し、一時休止の署名です。また、お手元に今日配付しておりますけども、町職員のアンケート、その165人の中の意見もそれです。合併特例債の期限がどうかよりも、今この時期に来てまだ更にそういった町民の方のこの事業に対しての不安がある。町長は不安の一言で終わらせましたけども、不安だけではないんです。これから先もこの四万十町に住んでいく中で、これができればその費用を負担していくのは町民です。その町民の思いを無視して進めるのはいかななものか。議会が議決したから、町が進めるから、予算が安定した財源が確保できるからと、そういったことだけで進めていいものなのかを、ここは皆さんに考えていただきたい。

まず、その手前の段階でも町民の署名運動がありました。751人の署名が上がりまし

た。その後で陳情書も上がりました。それまでの、私が記憶しているのであれば、その段階では、皆、議員の方々は、文化的施設に対して推進するという考え方、賛成の人は少なかったと思います。陳情が不採択にされたとき、その手前までは賛成した人は少なかった。ところが、その手前で陳情に対して反対されて不採択とされた。そのときでも町民の意思は無視されました。その後でもどんどんこの事業は進めていき、私たちは一般質問でもそれに対して、考える余地があるんじゃないか、修正すべきじゃないかと言ってきました。それでも止まりませんでした。議会は、町民から負託されて上がってきております、信任されて。じゃあ、その町民の意思をなぜ尊重しないのか、私はそこが疑問でなりません。期限は令和7年度3月と、そうやって決められておるから今更やめられない、そんな理由で進めていいんでしょうか。やめればいいじゃないですか。特例債、今まで使ってきた何千万円、返せばいいじゃないですか。返して新たにみんなが納得する図書館づくり、十和分館にしてもそうでしょう。これから計画が、町長が任期中にその計画を出すと言われました。いいじゃないですか、そういうふうにやっていけば。サービス計画、素晴らしいサービス計画が出されました。この15億9,000万円の文化的施設に対して、この何年か本当に真剣に検討委員会も加わり、素晴らしいサービス計画がつけられました。それは、残るはずです。それを基に、三つの拠点、窪川・大正・十和地域それぞれの施設をつなぐ、また先ほど古谷議員から修正案の中でありましたオーテピアとの連携、そういったものがもうすぐにできるところまでサービス計画をつくっております。あとは施設の規模です。それに対して町民は考え直してほしいと言っておるわけですよ。これは1度造れば、30年、40年、50年残るわけです。人口ビジョンばかりを私は言ってきましたけども、30年後にまず約半分、移住・定住に取り組んできても約半分、取り組まなければ半以下になる、そういうシミュレーションもあります。この施設、その方々に重荷になるような施設であってはならない。ここでこの議会で決めたことがそこにつながっていく。だから、すごくここで決めることは大事な大事なことであります。慎重に皆さんには考えていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） それでは、私も修正案に賛成の立場で少しだけ討論を述べます。

討論も私これで最後になるかもしれませんが、原稿はありませんけれども、これまでこの文化的施設建設についていろいろ議論を培ってきた内容等、私なりの考えを踏まえて討論に結べていきたいと思います。

まず、この問題をここでどうするかあはするかについては、先ほど1番議員から、それぞれ振興計画、それから議決、それに伴う法的な問題、それに対する議会としての認識等が示されたと思います。誠に私もそのとおりであると、その点については一議員として私もそれなりに整理してこれまで来たつもりです。ですから、昨年9月にこの文化的施設の問題で継続費等が執行部から示されました。そのときに、やはり修正動議が出されたわけですね。その修正動議に対しても、議会が約二分という形で8対7でしたかね、1票差で修正動議が否決をされたことでした。ですから、それはあくまでも議会の意思として生きていくわけですね。それは否決したということですから、これはもう私たちは修正案を出したという思いは持っておっても、これはなかなか法的には議会の総意を執行部に示したということですから、やむを得ない状況です。それに基づいて執行部は、次の段階へ進んでいくということですから、しかしそのことを、町長もおいでますので、私は述べておきたいと思いますが、その修正動議そのものの議決8対7が議会の意思が二分していると、この時点でも。このことはしっかりと事業を執行していく執行部として、1票差でも議決は議決やという考えだけではいけないのではないかなと、この事業を推進していく中で、そういう思いを持っています。

ですから、今回ここで議論しておるのは、その後、予測しながらも、資材の価格高騰で問題になっておるわけですから、だからそのことをどうするかです。これは、一定、執行部のせいでもない。私たち議会のせいでもないわけ、全国的なもので。ですから、そのことが生じてきたことによって事業費が非常に上がってきたと、約7億円が増額されてき

た。さあどうしようということですから。ですから先ほどの法的な問題も入りますけれども、返りますけれども、総合振興計画の第4次後期計画があり、工事を計画していくにはここを考えておかないとできないということで、その振興計画の後期計画等に表示されているわけですね、この問題は。それには複合的施設として、こういう計画をしたいということをしていくんだと示されておりますけれども、総合振興計画は四万十町の最高規範の物差しですから。しかし、それに書かれておることは、一定実行していく取組はしていくわけですが、そこに書かれておることも議会で町民を踏まえて議論して、四万十町に重要な事業として位置づけていくためには、議論を重ねた結果にすることによって、書かれたとおりをそのまま遂行していくという性質のものではありません。

ですから、四万十町にはまちづくり基本条例がありますよね。その条例の中にも、これは町政がまちづくりをしていく、その中では町民が主権者であると示されております。この条例の位置づけは最高規範という条例ですから、そうして町民の合意をどう取り付けていくかが、行政を仕切っていく政治の中では一番重要です。だからそういうことを踏まえると、私は今回のこの計画の増額に伴う、町民から約3,600筆が、僅かな期間に見直しをしてほしい、そのための一時休止を求めますという署名が集んだということは、私は非常に重視しています。ですから、これは昨年9月に議決はしたとはいえ、そのときの総額事業費は、約16億円に近いもので議決しておるわけですから、それから増額分が上がった、さあ大変ということに対して、そういう町民の思いを執行部に投げかけてきたということですから、これはやっぱり真摯に受け止めて議論していかないかと思っています。

四万十町は現在、先ほどから各議員がそれぞれ財政的な状況、財政指標等も示されております。現在、私も一議員として分かっております。四万十町の財政状況は、25億円や30億円ぐらいの施設規模の建物を建てたからといって、大変で2、3年で町が潰れるという財政ではありません。安定していますし、恵まれた財政状況の中での町政とはっきりと言えると思います。しかし、そこが恵まれているからいいんじゃないかと、財政がしっかりしているんだから、そのことは計画どおり進めてやっていくことも一つの方法ではあると思います。しかし、それでもランニングコストから様々な予算が要ります。そういったことを踏まえて、全体的な問題と町民のそういった意識、もちろん施設に対しても、建設に対しても、是非とも早くやっていただきたいという声があることも当然です。しかし、一時休止して見直しをしてほしいという考えの町民もたくさんいる中でどう判断していくかですから。そうすると有効な財源を使ってやると、これは合併特例債の額が約14億

円あるわけですがけれども、それを使ってやるためには、先ほど言った令和6年度に仕上がり、令和7年度頃までに何をしないと期限があって使えなくなる、さあ大変だということだから、それも一つには、私は責任ある健全な財政運営していくときには、必要な有効な財源を使って町政の安定を図っていくことは重要なことです。

しかし、その財源をどうしても使わにゃあいかんということでもないわけですから、それは今の置かれた状況をしっかりと判断した中で、見直しの中で、じゃあ合併特例債を使わなくてもできる仕組みはないのかといったことを議論していくことも、これ違法ではないわけですから、その後、私たちも昨年9月の議決以降、増額になっても、それは議決をしたんだから増額は当然認めていかないかんということも常識的には考えられるところもあるわけですがけれども、これも法で決められ、制約されたものではありませんから、その後、政治の如何によってどんな変化が来るかもしれない。じゃあ、分かりやすく言うと、増額が20億円増額になった、それでもやらないかんかというものではないがです。それはその時点で、政治は生き物ですから動いていく、状況が変化していく、そのことに対応しながら、どうあるべきかを考えていく必要があります。

ですから、そういうことから考えると、当初から議論になっておりますけれども、この施設規模が床面積延べ坪2,000㎡でしたか、その2,000㎡が四万十町の当時の人口1万6,000人当たりについて、このくらいが妥当であろうというところから始まっておるわけですから、将来的にコストを捉えて、この四万十町の人口は私はだんだんと激変はしていくと、減っていくということ、更に高齢化という問題がありますし、それに伴い、児童・生徒の減少が予測をされますよね。

だから、素晴らしいこの計画を今まで執行部のからいただいて説明もいただいてきました。これは素晴らしい内容ですがけれども、これはあくまでも架空のもので、それを目的に頑張っていこうという指針ですから、必ずしもこうなるというとは言いきれません。そこを心配しているんです。一番心配を私がするのは、本町の人口減、全てがここにある。人口が上昇していく状況であれば、財政も有効な四万十町ですから、そう心配することはないかもしれませんが、皆さんよく考えてみてください。町内にもそれぞれ施設があります。当時、人口密度が高いときに期待を持って建てた施設があります。今どうなっていますか。それは行政が手を抜いて状況が変化して悪くなったということではありませんよ。全ては人口減少がそういう状況をつくり上げてきておるわけですから、町行政が幾ら頑張ろうとしても、これをどうすることもできないのが人口減少です。そのために本町にある

施設も、例えば大正地域にもあるわけですが、そういったことが全て私は人口の減少、だからここを良くしていくためには大変な状況であろうと思います。それが、人口の減少を食い止めるのは必要である、さらには子どもたちの将来をしっかりと教育していくための施設としても必要だと、あるいは交流の場所も必要だということがこの中に示されて、内容的には素晴らしいと私も思いますが、果たしてこれが夢物語にならん、実践的なものをしっかりとやっていけるかなと、ここを心配しております。そのためには、教育施設とはいえど、これは箱物ですから、将来に禍根を残さないためにはしっかりと議論し、それぞれの考えの中で思惑は違っても、真剣に議論して、将来に、あのときにこうして良かったねということはしっかりと議論していく必要があると私は認識しております。

ですから、原案に賛成の討論で橋本議員、酒井議員の内容等は私も非常によく分かります。それに向いていきたいことはよく分かりますし、私もそれが駄目だということではないがです。しかし、現実をしっかりと見ながら、3,600人からの町民の署名が上がってきたその署名をしていただいた人たちの内容も、そういう思いであろうと私は捉えております。ですから、執行部、町行政あるいは議会という形は、町行政の一つの監視役でもあるわけですから、議会は。そこも踏まえて、じゃあそれが成功したときにはいいけれど、そう成功をしないときには町が抱える大きなお荷物という表現になってきます。そのときに、最終的に誰が責任を取ってくれるんだということも併せて、私は考えていく必要がある。今こそ財政は、財源が豊かな四万十町ですけれども、公共事業はそういうことであって、将来的に失敗したときに、どこが誰が責任を取ってくれるんですかというときには、執行部も法的に責任を取る位置にはありません。違法がない限り、私たち議会も議決しても違法がない限りはその責任を問われない。町民の税金で賄いをしていくと、最終的には。だからしっかりと議論して感情的にならず、四万十町の実態、それぞれの生活を皆さんがしておる実態をしっかりと分かった上で、どれだけの人が結局、今の計画を認めて早く仕上げてほしいことなのかなということを私は常に考えます。

それを考えたときに、私の個人的な考えですが、今の計画そのものを私は町民が待ち望んでいない状況が高い、これをそのままに進めていて人口減少の歯止めがかなわずという状況になったときにはどうするんだということですから、一時休止して、そのことももう一回考えて、合併特例債が使えなくてもやれる方法だって、そこで試案が出てくるかもしれません。そのことが逆に言えば四万十町の実態にぴったりと当てはまった施設でいかせる可能性だってないとは言えんわけですよ。

ですから、長くなりますけれども、大正地域にも分館があります。さらには振興計画にもあるように、十和地域にもその施設を位置づけると書かれておるわけですから、それが仕上がったら、今度は、じゃあ窪川地域でどれだけのものでいいのかということで、合併、旧町村単位で3地域にしっかりと図書室ができる、複合施設じゃありませんけども、それができたと。それを十分に活用しながら、まずは図書館機能をしっかりと果たしていく、この仕組み、それに努力をし、さらに複合施設ではありませんけれども、美術館の問題はありますけれども、この美術館も今の複合施設でないとどうしてもいかなのだということではないかもしれません。ですから、そこは図書館・美術館を分けて考えていくことができるかもしれません。そういったことを大きく期待をした、私は見直しをしてほしいという署名はそこです。

じゃあ、そのことでどうして今後、財源の裏づけをしっかりとやるんですかということ、これは町民の皆さんにそこがしっかりとできて、やっぱり反対もしていかなと困りますよと町民に投げかけていいことで、一緒になるわけですから、町民はそんなこと分かりませんよ。しかし、大変な状況はあると。将来的に人口がどんどん減っていくと、それを食い止めてしっかりと町はやっていってもらいたい。そこへ使っていく有効な財源であると言いながらも、多額な増額をどうしても今の施設規模を変わず遂行していくということではなしに、ほかにもその予算を配分して使ってほしい、子育て支援、高齢者福祉、いろんなことに使えるじゃないか、そのことをしっかりと考えたら、もう少し規模は小さくてもええ、美術館も要るでしょう、それを研究してしっかりと見直し時期ではないですかというのが町民のたくさんの意見であったと私は捉えていますので、是非ともこの修正案に対しては真剣に皆さんが考えた中で判断していただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 賛成討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 賛成討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 賛成討論なしと認めます。

以上で討論を終了します。

これより議案第87号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この表決は起立により行います。

まず、本案に対する古谷幹夫君ほか2人から提出された修正案について採決をします。

古谷幹夫君ほか2人から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立少数です。賛成者、4番古谷幹夫君、6番武田秀義君、8番下元昇君、9番水間淳一君、13番堀本伸一君、14番村井眞菜君、したがって、古谷幹夫君ほか2人から提出された修正案は否決されました。

次に原案について採決します。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立多数です。賛成者、1番酒井祥成君、2番槇野章君、3番林健三君、5番緒方正綱君、7番吉村アツ子君、10番中屋康君、15番橋本章央君、したがって、原案について可決されました。

ここで暫時休憩をします。1時半まで休憩をします。

午後0時28分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第2、議案第88号令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第3、議案第89号令和4年度四万十町国民健康保険大正診

療所特別会計補正予算（第2号）、日程第4、議案第90号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第91号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第88号から議案第91号までの4議案を一括議題とします。

この4議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第88号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決され

ました。

これより議案第90号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

これより議案第91号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、議案第92号令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第93号令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第92号及び議案第93号の2議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第92号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

これより議案第93号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第94号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第95号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第94号から議案第95号までの2議案を一括議題とします。

この2議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 予算書147ページと163ページですけど、研修旅費が減額になっていて14万4,000円、新型コロナウイルス感染症の関係等で職員が休みを取りづらかったりすると思うんですけど、併せて視察等の研修もしづらい状況なのかなという点をまず一点目で、それによって自分たちの現場の持っている課題を開くために視察等、研修が今後できない方向にいくと悪循環がずっと回ってしまったりとか、自分たちの現場を見直す機会が減りがちになってくると思うんですけど、その辺りを今後どうやっていこうという見当がついていたらその辺もお伺いしたいです。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 研修旅費についてお答えします。

この研修旅費の今回の減額は、施設長研修、施設長に新しくなったときに神奈川県へ行って研修をしないといけないんですけれども、今年は施設長が替わりませんでしたので、必要がなくなったので減額しております。

あと、職員研修の機会ですけども、やはり新型コロナウイルス感染症禍でなかなか行けてはいないんですけれども、最近はZoom研修がたくさんできるようになり、実際にほかの施設へ行くことはできないにしても、研修は受けていくようにしております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第94号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

これより議案第95号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第96号令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）日程第11、議案第97号令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第98号令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案第96号から議案第98号までの3議案を一括議題とします。

この3議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第96号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第96号令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第96号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

これより議案第97号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第97号令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第97号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

これより議案第98号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第98号令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第98号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第13、認定第1号令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この議案については、決算特別委員長から決算審査報告書が提出されておりますので、副委員長にその経過及び結果の報告を求めます。

決算特別副委員長古谷幹夫君。

○決算特別副委員長（古谷幹夫君） それでは、報告します。

令和4年12月15日。四万十町議会議長味元和義様。四万十町議会決算特別委員会副委員長。

四万十町決算特別委員会審査報告書。

当特別委員会に付託を受けた、令和3年度四万十町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに令和3年度四万十町水道事業会計決算の審査経過と結果について、田邊決算特別委員長が欠席しておりますので、副委員長である私から、四万十町決算特別委員会の審査報告を行います。

9月定例会で決算特別委員会を設置することになり、7名の委員で構成する特別委員会を設置し審査してきました。委員は槇野議員、林議員、武田議員、中屋議員、田邊議員、村井議員、それと私、古谷の7名です。

特別委員会に付託を受けた、令和3年度四万十町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに令和3年度四万十町水道事業会計の審査経過と結果について、次のように報告します。委員を代表して、私から審査の経過等についてただいまより報告しますが、議員各位、執行部の皆様方はお手元の報告書をご覧くださいながらお聞きください。

それでは、審査の経過についてご報告を申し上げます。かなりくどい前段になりましたけれども、審査に当たっては、執行部から提案のあった決算書、決算資料及び監査委員提出の決算審査意見書を基に、執行部の説明と答弁を求め、5日間にわたって慎重な審査を行ってきました。

次に、審査を実施した日及び説明と答弁を求めた課等については、10月下旬から11月2日まで5日間の日程で審査を行いました。

審査の結果ですが、令和3年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の感染状況の収束が見通せず、全国的な行動の自粛や経済活動等の縮小、休止が不可避の年度でした。

普通会計決算においては、歳入総額297億2,553万8,000円、前年度比0.4%、7,445万9,000円の減。歳出総額では199億1,905万2,000円となり、前年度比1.6%、3億3,206万

5,000円の減で、実質収支額は5億7,726万円の黒字決算となります。歳入では、自主財源である町税は16億2,446万5,000円で、前年度16億1,391万9,000円に対し比較してやや増額となり、新型コロナウイルス感染症の影響下、国の経済対策が町民所得にも一定効果が表れたのではと推測されました。

当年度に行った主な事業としては、木材加工流通施設整備事業、音声告知整備再構築整備事業、コワーキングスペース整備事業など実施しております。特に新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、コロナワクチン接種体制確保事業費補助金が増額しております。

今後の財政運営に当たっては、歳入では地方交付税、ふるさと支援寄附金の動向を注視しつつ、また歳出では特に、補助金の予算化時における必要性、効果等の精査に努める必要があります。公共施設の老朽化による改修計画や、道路改修等のインフラ整備についても、事業の実施については優先順位を明確にし歳出削減に努めること。また公平、公正の観点から、改善すべき事項、検討すべき事項などの意見を付して令和3年度四万十町一般会計及び各特別会計並びに水道事業の歳入歳出決算について、全員一致、1名欠席ですが、認定すべきものと決定しました。

決算の内容については、既に皆さん方のお手元に、町から歳入歳出決算の状況や監査委員から監査意見書等が提出されており、一般会計、特別会計とも数値的に変わりはありません。決算特別委員会としても、その数字、金額に違いはありませんので、この決算内容、金額等についてはお目通しをお願いしたいですし、町民の皆さん方もやがてこの決算報告が公表されますので、数字等についてはお目通しをいただければと考えております。

次に審査意見ですが、大きく八つの項目で意見を付しておりますので、報告します。

①教育現場でのICT活用については、タブレット端末を全校、全児童・生徒に配付を行っている。その活用状況については、現場はなかなか大変な状況であると聞いております。一定のスキルを有した先導的な人材の積極投入等、せっかくの機材が有効に活用できるよう、しっかりとしたバックアップ体制を図ってほしいと思います。

②本町の町民支援のための各種補助事業については、子育て支援や農林業者への支援等、多種多様で有利な補助事業メニューは用意されていますけれども、その事業内容は広く町民に周知されているかというと、まだまだ不十分と考える点があり、工夫を凝らした補助事業の周知の徹底に努めていただきたい。

③現在、町では、子どもたちの見守りを目的に防犯カメラの設置を行っておりますけれども、今後も徐々に設置箇所の増加が考えられますが、役場本庁舎、大正・十和地域振興

局の駐車場にも防犯カメラを整備すべきと考えます。町民の車での出入りも多く、万が一の事故等のトラブルの解決にも有効であると判断するからです。

④健康ステーション事業については、令和2年の決算審査においても長期的な位置づけをもって計画的に取り組む必要があり、特に本庁と地域振興局との取組に温度差が生じないよう、目的意識の醸成に注力することと意見を付しております。令和3年度については一定の向上は見られるわけですが、まだまだ全体的な広がりとは言えない状況であるため、特に町長を始め町職員の普及促進に一層努めていただきたいと思います。

⑥公共施設管理について、学校施設を含め多くの公共施設全体に老朽化が進行していく現状にあります。町は施設の耐用年数や改修の優先度等を調査し、今後の公共施設の個別管理計画を協議していると聞いております。一定の具体のスケジュール、整備計画案等については、議会にも早めの情報提供を求めます。

⑦複数の委員から人手不足に関する課題が指摘されておりました。前年に引き続き、専門職（有資格者）の配慮が必要である事業では、人員配置に余裕がなく、かなり厳しい状況も見受けられます。また、第1次、第2次、第3次産業においても同様の課題が生じている現状にあります。今後、高齢化の進行を止めることは困難であるため、外国人労働者の活用も視野に入れた抜本的な検討に取り組まれたいとお願いします。

⑧当初予算については各課より政策的主要事業等の概要説明が提示されておるわけですが、また一方では決算審査において主要な施策の成果説明書が提示されてきましたが、政策的主要事業と主要な施策の成果説明書の事業がリンクされてない現実がありました。予算から決算までの流れを対比できるよう、説明資料の見直しの検討を求めます。

以上、7名の委員の意見に基づいて、私が代表して報告します。

○議長（味元和義君） 決算特別副委員長の報告が終わりました。

これより、副委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案について、副委員長報告は認定とするものです。

認定第1号を副委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、認定第1号は副委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14、請願4－1四万十町文化的施設整備事業の一時中止を求める請願書についてを議題とします。

この請願については、関連する議案第87号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第6号）が原案のとおり可決されましたので、みなし不採択と決定します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第16、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営副委員長から所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がっております。

お諮りします。

各常任委員長と議会運営副委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長と議会運営副委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩をします。

午後 1 時59分 休憩

午後 2 時06分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 4 年第 4 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 2 時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員